

# 三鷹市多世代交流センター支援員募集要項

(令和8年度任用)

## 1 職名

多世代交流センター支援員

※地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員です。

## 2 受験資格

次のいずれかに該当する方

- (1) 保育士資格又は教育職員免許を有する方
- (2) 短大卒業以上で、心理学関係学科、教育学科、社会学科、芸術学科若しくは体育学科又は同等の分野について履修可能な学科を修了した方
- (3) 児童厚生二級指導員資格を有する方
- (4) 高卒以上で、児童福祉施設において2年以上の勤務経験を有する方
- (5) 社会福祉法第9条の4に定める社会教育主事となる資格を有する方
- (6) 社会教育法第20条に定める公民館において、週30時間以上の社会教育指導の実務経験が3年以上ある方

**注意事項** ※次に該当する方は受験することができません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 三鷹市を懲戒免職になり、その日から2年を経過していない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法や政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 募集人員

若干名

## 4 申込手続

### (1) 申込期間

令和7年12月8日（月）～令和8年1月14日（水） 各日午前9時～午後5時

※12月28日（日）～1月3日（土）及び1月12日（月・祝）を除く。

### (2) 提出書類

ア 履歴書（任意様式に写真貼付）

イ 上記2の受験資格を証する資格証、免許状又は勤務経験を証する書類等の写し

ウ 作文

（ア）テーマ

「子どもと多世代交流」

（イ）様式

A4判用紙1枚に40字×36行以内（タイトル及び氏名を含む。）

※提出していただいた書類については、お返しできませんのでご了承ください。

また、取得した個人情報は、任用試験及び任用事務の目的以外には使用しません。

(3) 申込方法

申込期間に事前連絡のうえ、本人が提出書類を持参してください。

**5 連絡先及び書類提出先**

(1) 三鷹市子ども政策部児童青少年課三鷹市東多世代交流センター

ア 住所

三鷹市牟礼二丁目 13 番 19 号

イ 電話

0422-44-2150

(2) 三鷹市子ども政策部児童青少年課三鷹市西多世代交流センター

ア 住所

三鷹市深大寺二丁目 3 番 5 号

イ 電話

0422-31-6039

**6 試験の日程等**

(1) 日程

令和 8 年 1 月 24 日（土）午前 10 時開始

※時間詳細は、個別にお知らせいたします。

(2) 会場

三鷹市教育センター 3 階 第三中研修室（三鷹市下連雀九丁目 11 番 7 号）

(3) 審査方法

書類審査及び面接試験

※試験時間は一人 20 分程度です。

**7 結果発表**

令和 8 年 2 月下旬までに結果を通知予定

**8 受験上の配慮**

車椅子の使用、駐車場を利用する方（自動車がなければ、試験会場に来られない方に限ります。）又は付添人の同伴など、受験の際に配慮が必要な方は、申込みの際にお申し出ください。

**9 任用予定日**

令和 8 年 4 月 1 日

**10 勤務先**

次のいずれかで勤務していただきます。

(1) 三鷹市東多世代交流センター（三鷹市牟礼二丁目 13 番 19 号）

(2) 三鷹市西多世代交流センター（三鷹市深大寺二丁目3番5号）

## 11 業務内容

児童青少年の健全育成に関する指導及び自主的な活動への支援、児童青少年及び保護者からの相談対応、乳幼児親子の子育て支援に関わる業務、生涯学習支援、その他多世代交流センター事業の企画及び運営に関する事務

## 12 業務に必要な能力・経験

児童青少年の指導、相談業務、乳幼児の保育、ワード・エクセル等のパソコンスキル  
※担当業務により必要な能力・経験は異なります。

## 13 勤務条件

### (1) 任用期間

任用日から令和9年3月31日まで

※規定により公募によらない再度の任用をすることがあります。

### (2) 勤務時間等

週4～5日勤務（毎月第4日曜日、法に定める休日及び12月29日から1月3日までを除く。）

午前8時30分から午後7時までの間で実働週30時間（休憩時間は常勤職員の例による。）ただし、土曜日又は日曜日を含む変則勤務となる場合や、必要に応じて時間外勤務が生じる場合があります。

### (3) 休暇等

#### ア 有給

年次有給休暇、病気休暇、産前産後休暇、母子保健休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、事故休暇、夏季休暇、妊娠通勤時間、出生サポート休暇、出産介護休暇、育児参加休暇

#### イ 無給

ドナーハート休暇、妊娠障がい休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業

### (4) 社会保険等

共済組合、厚生年金保険、雇用保険、災害補償制度の適用あり

## 14 報酬及び手当

### (1) 報酬（月額報酬以外に、別途交通費を月150,000円以内で支給します。）

月額193,000円

### (2) 期末手当・勤勉手当

一定の要件を満たす場合には、期末手当・勤勉手当（令和8年4月の新規任用者は年間で報酬月額の3.4月分の予定）を支給します。

※常勤職員の給与改定等の状況により、報酬等は改定される場合があります。